

平成30年12月第21回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成30年12月10日第21回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応 招 議 員（18名）

1 番 鈴 木 高 行                      2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄                      4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子                      6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美 重 子                      8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一                      10番 佐 藤 正 司

11番 森 義 洋                      12番 大 槻 和 弘

13番 百 井 い と 子                      14番 鈴 木 邦 昭

15番 木 村 満                      16番 熊 田 芳 子

17番 佐 藤 ア ヤ                      18番 佐 藤 實

○ 不 応 招 議 員（0名）

○ 出 席 議 員（18名）                      応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員（0名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 顕 一
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	こ ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

## 議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

### 本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度亶理町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 3 議案第 99号 亶理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例
- 日程第 4 議案第100号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度亶理町新庁舎・保健福祉センター建設工事）
- 日程第 5 議案第101号 土地の取得について（藤平橋国有林払下げ事業）
- 日程第 6 議案第102号 土地の売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）
- 日程第 7 議案第103号 土地の売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）
- 日程第 8 議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第105号 公の施設における指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第10 議案第106号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第107号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第108号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第109号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第110号 平成30年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第2号）

日程第16 議案第112号 平成30年度亙理町工業用地等造成事業特別会計  
補正予算（第1号）

日程第17 議案第113号 平成30年度亙理町水道事業会計補正予算（第2  
号）

日程第18 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ  
いて

日程第19 報告第 35号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第20 報告第 36号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第21 報告第 37号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和  
解）

日程第22 報告第 38号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和  
解）

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、11番 森 義洋議員、12番  
大槻和弘議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理し

ております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度互理町一般会計補正予算（第3号））

議長（佐藤 實君） 日程第2、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。別冊でお配りの平成30年度互理町一般会計補正予算書（第3号）をご準備ください。

1ページ目をお開き願います。

平成30年度互理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものとし、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億8,473万7,000円とする。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものものとさせていただきます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。11ページをお開きください。

8款土木費4項6目復興事業費につきましては、右12ページの説明欄に記載のとおり細目16避難道路新設整備事業費として、町道荒浜江下線道路新設改良工事において事業の進捗に合わせて補正予算の必要が生じたことから4億1,000万円を減額補正するものものとさせていただきます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。9ページをお開き願います。

ただいまご説明した町道荒浜江下線道路新設改良工事において4億1,000万円を減額したことに伴い、その財源を減額するものであり、9款地方交付税において震災復興特別交付税9,225万円を、17款繰入金において東日本大震災復興交付金基金繰入金3億1,775万円をそれぞれ減額補正したものとさせていただきます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。4ページをお開きください。

こちらでも事業の進捗に合わせて町道荒浜江下線道路新設改良工事費の今年度分の事業費を減額補正したのに合わせて同額の4億1,000万円を平成31年度までの債務負担行為として追加したものでございます。

なお、補足説明させていただきますと、今回専決処分とさせていただきますのは株式会社エム・テックの破産手続の開始に伴い、2本の橋梁工事の契約を解除されたことから改めて入札会を実施するためのものであり、可能な限り早期の復興を目指すため専決処分とさせていただきますことをご理解願います。

以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は、原案のとおり承認されました。

### 日程第3 議案第99号 亶理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第99号 亶理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第99号 亙理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。今回の条例につきましては、本町の観光と産業の振興を図るために荒浜地区鳥の海に新たに設置いたしました産業交流多目的施設、通称シーサイドベースを管理運営するに当たり、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例について説明いたします。

第1条（設置）といたしまして、本町の観光と地場産業の振興及び地域の活性化を図り、交流人口の拡大に資するためこの施設を設置するといった目的を定めております。

第2条（名称及び位置）につきましては、名称をわたりシーサイドベースとし、位置は亙理町荒浜字築港通り35番地51でございます。

第3条（使用許可）につきましては、第1項では施設を使用しようとする者はあらかじめ町長の許可を受けるものとしております。次に、第2項では使用を許可しない場合の項目を定めております。

次に、第4条（使用者の遵守事項）では、前条で許可を受けました者が遵守しなければならない事項を定めております。

4ページをごらんください。

第5条（許可の取消し等）につきましては、使用者がこの条例及び規則に違反した場合、使用許可の取り消しや使用の停止ができる旨を定めております。

第6条（使用料）につきましては、施設の使用料と納付について定めたものでございますが、6ページをお開きください。こちらに別表として使用料金を定めてございます。施設の屋内を使用する場合と駐車場をイベント等で占用する場合、ともに1時間当たり5,000円の使用料を徴収するものでございます。また、備考として、1. 使用料金には消費税相当額を含む。2. 使用時間が1時間に満たない場合は1時間とする。3. 売上げが発生する場合の使用料は売上げ料金の100分の20に相当する額を加えた額とするものとしております。

4ページにお戻りください。

第7条（使用料の減免）につきましては、町長が必要と認めたときは使用料を減額または免除することができるものと定めております。

第8条（使用料の返還）につきましては、納付された使用料は基本的に返還しないものとし、ただし町長が認めるときは全部または一部を返還することができるものとするものです。

第9条（損害賠償）につきましては、使用者が施設またはその設備を棄損、亡失させたときは賠償しなければならないとしております。

第10条（町の免責）につきましては、使用者が使用している際、自然災害や第三者に起因する損害につきましては、町はその責めを負わないものとしております。

第11条（指定管理者による管理）につきましては、第1項では、この施設を指定管理者による管理を行わせることができるものとしております。5ページをお開きください。次に、第2項では指定管理者が管理を行う場合、この条例上、第3条、第5条、第6条、第7条及び第8条中「町長」とあるものについては、指定管理者と読みかえる規定でございます。

第12条（指定管理者が行う業務の範囲）につきましては、第1項において指定管理者が行う業務について記載しております。また、第2項につきましては使用料は先ほどの使用料の範囲内で指定管理者が定めるものとしております。

続きまして、第13条（指定管理者が行う管理の基準）につきましては、指定管理者はこの条例及びこの条例に基づく規則に従い、適正に管理しなければならない旨を定めております。

第14条（委任）でございますが、この条例に定めるものほか、施設の管理に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 3点ほど質問いたします。

1つは、使用時間は何時から何時までを考えているのか。それから、もう一つはこのスペース、屋内のスペースですね、どのくらいの面積があるのか。それから、夜間料金については全然示されておられませんけれども、その辺の夜間使用時における電気料金の関係はどうなるのか。その3点、まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 使用時間につきましては、規則のほうで定めてございますが、こちらは予定として午前8時から午後5時までというふうにしております。

続きまして、屋内の面積でございますけれども、499.5平米でございます。

次に、夜間の料金につきましては、こちらは夜間の料金は特に設けてございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 夜間は使用しないということで電気料金は発生しないと、了解しました。

もう一つは料金設定でありますけれども、1時間当たり5,000円というのは、例えばある業者が1日借りたとすると、8時間借りたとすると4万円にもなってしまふ、これでは高過ぎるのではないかと。したがって、この辺の算定基準を、どういうふうにして1時間当たりの5,000円の単価を決定したのか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、1点目ですね、料金の設定の前に夜間の料金の、夜間につきましてはの使用時間でございますけれども、一応ここには午後5時までというふうにしてありますが、指定管理者のほうでもし指定を受けた場合、自由な時間の設定とかも町長の許可があればできるということで、夜間も使用させることができるようになります。

その際の電気料なんですけれども、これは料金のほうに含むという形で考えておりましたので、その点は1時間当たり5,000円のやつで日中使おうが夜使おうが全部5,000円というふうに当局のほうでは考えております。それが、まず1点でございます。

5,000円の根拠でございますけれども、こちらにつきましては、亶理町の類似の施設、うちのほうでは中央公民館の大ホールを参考にさせていただいたわけでございますけれども、そちらの大ホールの利用時間、その際に町外者が営利目的で利用した場合の参考にさせていただきまして、1時間当たり町外で営利目的の場合だと大体5,250円というふうになるようでございます。そちらを参考にさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 最後の質問になるかと思いますが、夜間に、指定管理者のサイドで夜間も貸し出しするんだという話ね、当初の私の質問に対するあれと何か整合性がとれないような感じがするんですが、例えば同じ町内の屋内施設を利用する場合には電気料金取られている、使用料プラス電気料ということで、例えば地区の体育館使用するときね、それらを考えれば整合性がとれないんじゃないのかというふうに私は考えるんです。したがって、電気料金は電気料金、使用料は使用料というふうにすべきではないかなと思いますけれども、その辺お答え願います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） こちらの施設の電気料金を別にとるというお話でございますけれども、こちらの施設を使う場合、イベント等で使うのが主なものでございますので、とりあえず電気は大体使うというのが当初から予定で考えてございました。ということで、日中であろうが夜間であろうが電気料込みというふうな値段設定、料金設定をさせていただいた次第です。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。4 番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、まず第1点なんですが、1時間当たり5,000円というふうな料金設定ですね、そして本来駐車場は建物に付随する施設であるわけですね。その施設で使用料をあえて設定してるというふうなことを今回条例の中に明記されてるんですけれども、これは果たして適当なことなのかというふうなご見解をまず1点お聞きしたいと思います。建物に駐車場というのは一体として付随してるものです。別々に分けする整合性というふうなことについてのご見解ですね、それをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） あくまでも駐車場として利用する場合は、こちら料金はいただきません。例えば屋内等でイベントをやった場合、お客様の駐車場として駐車場を利用する場合はもちろん駐車場ですので料金はいただきません。

ただし、展示会等で駐車場を全て占有して、そちらもイベント会場として使う場合ということで、こちらのイベント等による使用の場合は駐車場から、駐車場を使用した場合の料金をいただくというふうに設定してございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） この条例については、1時間5,000円及び売り上げ金額の20%に加算額を定めているわけです。先ほど公民館施設の金額の説明が小野議員の質問にありましたが、あそこは危険区域であります。それで近辺に番屋というような施設があるわけです。あそこのちなみに料金を私聞きましたら、午前中3,000円、午後から3,000円、そして全て駐車場並びにキッチンを使った場合、全棟この金額で多くの人に使ってもらいたいというふうな趣旨から、この金額を設定してるといふようなことでした。

であるならば、この産業交流多目的施設ですね、この二本立ての金額、使用料設定になってるわけなんです、私はあそこ危険区域で荒浜地区でこれから多くの人の交流人口ふやすというふうな観点から、私は高額じゃないかと。使いたくても使えないというふうな利用者が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、この点ですね、利用者の利便が図られるのか、この辺のご見解をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この施設は多目的施設というふうに名前つけてございますけれども、以前からご説明申し上げましたとおり、この施設を使っているいろんなイベント、あとマルシェとか、そういったものをやる場所というふうに活用していただきたいと考えてございます。ですので、自由に使える場所というよりも事業者の方がこの施設を使っているいろんなイベント等を実施し、マルシェ等を実施し、そこで収益を上げていただけるような施設というふうに考えてございますので、料金設定につきましては、そういった観点も含めて売り上げ金額にまでこちらに計上させていただいてるものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後ですが、この条例は今説明あったとおり収益を、一定の収益を目的としてると、経済を考えてるといふふうなご説明でございました。であれば、観光と地場産業の振興に向けたさまざまなことに利用できるというふうなことになると思います。であれば、この第7条の使用料の減免規定があるわけなんです、ここでは一体その減免理由というのをどのように想定してるのでしょうか。この内容をお願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この減免につきましては、もちろん町で行った場合、町が主催者して行った場合は、もう全額減免という形になります。もしくは、あと町と共催とか、その事業者が、そういった場合の減免を考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 例えばですね、イベントなどで2日間に及び施設内の物品が容易に持ち出せない場合、施設の使用料はどのようになりますか。丸々2日間の使用料を徴収するのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 基本的には2日間押さえた場合は2日間の料金をいただくように考えてございますが、そこは減免になるかどうかは相談ということで考えさせていただきますと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 指定管理者予定しているようではすけれども、今のところは指定管理者となるような団体というのはどういうところを想定してますか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まだ決定は、決定といいますか、その事業者と、一つの事業者といろいろお話しさせていただく機会もありましたけれども、その事業者が指定管理に当たるかどうかというのは、まだ決定しておりませんので、今後その事業者も含めてほかのところもいろいろ話を聞きながら、その施設を運営するにふさわしいのかどうかということを検討していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 別表第6条関係、6ページ、備考の3というところでお話したいと思います。売り上げが発生する場合の使用料は売り上げ金額の100分の20に相当する額を加えた額とすると、このようにありますけれども、この件について質問させていただきます。売り上げが発生すれば売り上げ金額から2割徴収しますということだと思っておりますけれども、例えばこれはこういうことでよろしいか、まずそれ1問目。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） そのとおりでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そうしますと、先ほど小野議員が言いました、もし8時間借りた場合40万なりますね。（「4万」の声あり）ごめんなさい。4万。ごめんなさい。4万円となりますね。4万になる中に、今度50万売れました。50万売れば、そこから2割徴収ということですね。そうすると10万。14万を支払うと。こういう形になると思うんですけれども、この100分の20というのはどういったところから算定して100分の20にしたのかどうか、それちょっとお聞きします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） いろんな、うちのほうもそうなんですけれども、いろんな場所でいろんなイベントに参加させていただく機会がございます。その際に出店料といたしまして、例えば出店の場所をとるために5,000円とか取られます。そのほかに売り上げ金額の2割とか3割とかというふうにとられる場合がございますので、こういったマルシェとかそういったイベントで売り上げが発生する場合は2割という金額が、例えば50万もうけていただくと10万ということで結構な額いただけるようになると思うんですけれども、その設定の仕方については、うちのほうでは妥当ではないかと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今妥当ではないかということですが、私考えるには、例えば自分のところで例えばつくったもの、それから自分のところでとってきた魚、こういったものであればある程度は粗利はとれるでしょう。粗利、粗利ですね。粗利はとれると思います。しかし、これが人気商品だから、これをよそから買ってきて、それを売ろうとなった場合、それにさらにまた何割かアップして売らないと、そこで店を開いた方は粗利がとれない。そういった形で2割取るということは、またさらにそこに2割付加して大体4割で売るかなんかする。そうするとよそから来た人は、こちらの亘理は高いと、そういうような感じを受けて帰るんじゃないかなと、私はこう思うんですけれども、そういった中でやはり100分の20はちょっと高過ぎるんじゃないかと、そういうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） このイベントをやる場合、それぞれの事業者の方がばらばら

に借りる場合も想定されますけれども、多くはイベントの企画の、例えば事務局が一つあったとします。そちらのほうで全ての収益があった場合で、そこから2割というふうに考えてございます。ですので、その事業者がそれぞれの事業者といたしますかマルシェの駒ですね、その駒を集める際にそちらから何%をいただくかというのは、それはもう貸す側としては干渉するものではございませんので、例えば逆に言いますと、大手のデパートですね、例えば仙台で言いますと三越、藤崎等ございます。あちらで販売する場合は3割とかそういった額も取られるといふふうにお聞きしてますので、そういったことも踏まえてうちのほうの施設、多く利用していただければいいと思いますので、この2割という金額につきましては、うちのほうでは決して高くはないんじゃないかと考えているものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問させていただきます。3ページのほうの第3条の2の使用許可の関係ですが、この(3)の中にその他施設設置の目的に反すると認めるときであるんですが、具体的に何か想定してるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） こういった条例をつくる際は大体その他の目的に反するといふふうに、こういったところでその他の想定、こちらに載せきれないものというものをこちらであらわしてるものでございますので、特に想定してはございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 使用料5,000円、8時から5時までですと9時間で4万5,000円なんですね。これが1店舗で借りると大変な金額ですけれども、例えば15の店舗がそこに入れば1日3,000円で借りれるわけです。そう考えれば決して高くない金額は金額だと思います。それで、ただあの場所で15店舗が何日稼働するかわかりませんが、全体的に1年間でトータルどのくらいの使用を見込んでるのか。というのは、ある程度やっぱり施設というのはランニングコストかかるわけです。せめてその辺の部分をクリアできるくらいの使用料は確保しないと私はまずいと思うので、その辺どういうふうな計画立ててるのかお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 年間フルで使っていただきたいという気持ちもございますので、想定でございますけれども、4月から3月まで使っていただいて総額で大体170万ほどの使用料を見込んでるところでございます。その月によりまして違いますけれども、大体計画といたしましては1回8時間利用していただいたもので、屋内も外も両方とも使っていただいてその倍ですね。プラス大体売り上げが20万ほどあって2割ということで4万をいただくということで、1回当たり、1回といたしますか、その月にイベントが1回あったとして12万ほどの計算でおりますので、あと7月から9月までについては、大体それが2回ぐらいずつあるんじゃないかという計算でやっておりますので、大体170万ほどの見込みを立てております。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） それで2割の手数料、売り上げの2割ですけれども、先ほど三越、藤崎だと3割取るというふうな事例も言いましたけれども、来場者の人数がかなり違うので、三越とか藤崎はこのやつとまるっきり参考にはならない数字だと私は思うので、余りそれは出さないほうがいいのかと思います。

あと、それと売り上げの管理です。売り上げの2割ですけれども、どの店舗でどのくらい、今回のイベントでどのくらい売り上げあったというやつの管理はどういうふうにするんですか。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 指定管理がない場合は町で行います。指定管理する場合は、もう指定管理者のほうにお任せしますので、以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） そうすると、町で管理するという事はずっとその会計の場所に同席してチェックするのか、あくまでも自己申告、事業者、その店舗出した人が最後に20万あったら20万ですよというふうな自己申告を、そのまま申請額として受け取るのか、その辺伺います。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 町でやった場合はずっと張りついているわけにはおりませんので、自己申告という形になるかと思えます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 亶理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 亶理町産業交流多目的施設設置及び管理に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第100号 工事請負変更契約の締結について

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第100号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 続きまして、議案第100号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。議案書の7ページをお開きください。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度亶理町新庁舎・保健福祉センター建設工事。

請負金額、変更後金額が39億8,196万円であり、3億3,156万円の増額。

契約の相手方、三井住友建設株式会社東北支店でございます。

変更の概要につきましては、8ページ資料をごらんください。

契約締結年月日は、平成30年1月30日。

請負金額の増額が必要となった主な変更点は、議場内の机・椅子や町長・副町長・教育長室の壁面収納家具。保健福祉センター栄養指導室内の調理実習台などを内装仕上げ工事施工前に設置することが必要となったことや、案内サインや掲示板の設置、アスファルト舗装、植栽等の各種外構工事を増嵩するためのもので

ございます。

工期につきましては、増嵩に伴い平成31年11月29日に変更するものです。

工事施工箇所につきましては、10ページから18ページを参照願います。

以上で、議案第100号の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 何点か質問させていただきます。

ただいまのご説明聞きますと椅子とかということなのでもともと予定していた内容のものだとは思いますが、予算自体は予定した内容の中での予算なのか、それとも何か新たに足が出たといいますかプラスになる部分があるのかどうかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 予算額、あと工事につきましても、ともに当初から予定していたものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、3億円の増ということで約9%ですので約10%、1割近く増額ということになるんですが、こちらのほうを、今のお話しですと内装仕上げ前に入れなければならないということだったんですが、実施設計の段階で見込めなかった理由というのは何かあるのか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今回内装、備品購入と外構工事と2つの工事ございます。本体工事とあくまで別工事でございますので、今回は新庁舎建設の本体建設とは別途入札会を実施して行う予定であったところでございます。

ちょっと詳しい説明になるんですけども、その変更契約をした主な理由としては、大きく2点ございまして、まず1つは工事費の面でございますけれども、変更契約の場合、86.6%の低い落札率をベースに変更協議が行うことができたということですので、まずそれがベースになるので相当安く見積もれるということと、あと同一業者であるため管理経費も抑制できるということから、契約金額が一般競争入札で改めて入札会を行うに比べて安価になるということは見込まれた

というところが1つでございます。

あと、もう一つは工期の面で、特にこれは外構工事のほうなんですけれども、一部別業者であれば本体工事終わった後の建屋引き渡し完了後に外構の施工開始になるところ、同一業者ですから一部外構工事については建屋工事と同時並行で施工するということが可能でしたので、おおむね2カ月程度は工期の短縮が図れるだろうということでしたことで、工期と工事費の両面で大きなメリットが生じるため変更契約をしたというところでございます。

あと、先ほどお話しあった備品関係なんですけれども、当初オフィス環境整備計画に基づいて、その他備品と一括して当初は入札予定であったんですけれども、やはり今回改めて工事が進むにつれて今回計上する備品類については、内装仕上時工事施工前に設置するほうが、やはり工程的により望ましいという判断をしましたので、今回変更契約にこの備品の、一部備品についても追加で計上させてもらったところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 変更契約に当初別発注する予定だったものが変更契約のほうが有利であるという判断ということでしたんですけれども、今ご説明ありましたこのオフィス環境整備基本計画、こちらのほうたしか8月末に新庁舎の特別委員会のところで説明ありまして、実際この契約自体はことしの1月30日の臨時会で契約して、8月の末にそのオフィス環境の件で委員会です、新庁舎特別委員会で説明があったという流れの中で、この備品の変更でまた12月で議会に上がってきたわけなんですけれども、こちらのほうの説明というものがもう少し早くできたものなのかどうか、この点伺いたいします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 今回の変更契約なんですけれども、業者側との協議調整に相当時間が費やされたということで、結果として先日11月28日の新庁舎特別委員会で説明させていただいたということで、ちょっと時間的に余裕がなかったんで11月28日になったということをご理解いただきます。

あとは今回はあくまで金額的なお話しですので、あと具体的な議場の内部のデザインであるとか、購入する備品の色彩とかは改めて新庁舎建設委員会の場でご確認いただいて、それから決めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 16ページでございますけれども、ここにカラーアスファルト舗装とインターロッキングブロック舗装というのがございます。大ひさしのところは、まあ歩道ですね、そこの歩道、1,913.3平米ですけれども、このインターロッキングブロック舗装にここはなっておりますけれども、なぜこのインターロッキングブロック舗装なのか、まずこれ1点伺います。

それから、もう一つ、このインターロッキングブロック舗装より安価、安い透水性のカラーアスファルトでも私はいいのではないかと、こう思うわけですが、これも、これ2点目。

それから、もう一つがこのインターロッキングブロック、これは歩行者の安全を守るという点ではいいかもしれません。しかし、この透水性カラーアスファルトも歩行者の安全性が守られると私はこう思うんですけれども、この点について伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） まず、1点目のインターロッキングブロック舗装をなぜ採用したかということですが、インターロッキングブロックは一番景観上すぐれておりまして、この大ひさしの使用している箇所につきましては、入り口、一番の正面玄関のところですので、そこで景観に配慮してインターロッキングを使っております。本来ですと歩道を全部インターロッキングで使いたかったんですが、そちらはやはり経費面を考えますと最小限で大ひさしのところにインターロッキングを使っております。

あと、カラー舗装ですが、そちらにつきましてもインターロッキングのほうが景観上すぐれているということでカラー舗装との使い分けをしております。

あと、歩行者の安全性ということにつきましては、インターロッキングもカラー舗装も通常の舗装もさほど相違はないので、主に景観上の理由で採用してございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それから右、この図面の右下のところに788.2平米、駐車場とありますけれども、なぜここに透水性カラーアスファルト舗装なのか、その他は普通のアスファルト舗装になってます。それで私はここも普通のアスファルト舗装で

いいんではないかと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） これはエリア分けを図るという意味で色の違うものを採用してございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 例えばインターロッキングブロックを透湿性カラーアスファルトに変えたと、それからそういった場合の単価、設計単価ちょっと調べてみましたら、カラーアスファルトは平米2,800円と見て、1,913.3平米で約540万かかります。インターロッキングですと平米7,800円と見て、約1,500万かかります。そうしますと、ここでもう1,000万円安くなるわけです。それから、もう一つは透湿性カラーアスファルト、今の右下のところですね。そのところ、通常のアスファルト舗装にした場合、通常のアスファルトで1,000円と見て、平米1,000円と見て、788.2平米ということになっておりましたので、約220万、それから通常のアスファルトでやれば約80万ぐらいになるんじゃないかなと私はこう見てるんです。そうしますと、ここでもう140、約140万円工事費が削れるんじゃないかなと、それで合計で約1,600万円の工事削減できるんじゃないかと。

よく本町の財政も大変厳しい厳しいと、こういうことを我々も言われておりました。何かを削らなきゃいけないということを企画財政課長も随分頭悩ましておりましたけれども、こういったところもやはり見ていくべきではないかと、私はこう思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） おっしゃるとおり単価の差額は出てきておりますが、やはり町の本町のシンボリックな庁舎でございますので、景観には配慮させていただきまして、こちらのほうを考えております。仮に全部黒い舗装にした場合ですが、夏場の照り返しとかもありまして利用する町民の方にも余りいいものではないので、こちらはグレードを上げたものを採用させていただいております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お聞きいたします。今回備品等で3億3,000万の金額がプラスになっておりますけれども、そのほかに今後どれぐらい、備品の購入のために必要な

金額はどれぐらいになるのか、まずこの点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） まず備品購入計画は確定してないのと、あとは今後の入札動向次第ということもあろうかと思しますので、まだ一概には言えませんが、今現在備品購入費総額としては約4億円ほどにはなろうと。ただ、これは引っ越し費用なりシステム施設費等々全て含みますので、総額としては約4億円程度とは見込んでおります。

ただ、これは事前の財源シミュレーションの中でもこれは問題ない数字であるというふうに試算してるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、大体役場庁舎と保健センターの合計金額が45億円ぐらいに全て込み込みでなるのかなと思いますけれども、それでまずよろしいのかどうか。

あと、もう一つ、実際に役場の機能がスタートするのは11月29日に、工期の変更契約になりましたけれども、これから引っ越ししたり、また備品を入れたりすると来年の何月ごろ目標を役場庁舎の建設を進めているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） まず、総事業費については、これ外構なり調整池全て含めた数字、総額約65億弱になろうかというふうに想定しております。その中でも庁舎建設、保健福祉センター、外構等ですと今ご指摘のとおり40数億円でおさまるだろうと。

あと、役場機能の移転後なんですけど、工事自体は11月末完成予定で、それからの引っ越し計画に基づく移転、あとシステムの改修の時期とか、あとその試行期間とかございますので、早くて、ちょっとまだあとは内部で調整させてもらいますけれども、年度内、遅くても年度内中には全て完了する、年明け早々からは……その期間内だと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 全体的な工事等はある程度年数をかけて65億円、あとの20億円ですか、それは何年かをかけて全体的な工事になるのでしょうか。また、新たな予算を計上して全て65億円の役場庁舎の完成というふうになるのでしょうか。その点

最後にお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 総額約65億というのは、これは庁舎完成で運営までのお金です。31年度中の全ての事業費で65億円で賄うというふうに試算しております。65億円で賄えるというふうに試算しているところです。これ以上の費用については、今のところは想定しておりません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点ね、さっき企画財政課長言いましたけれども、今回設計の中でこの3億というか、出すような形ですけれども、その一つの理由として契約率が86.6%だったからと。考え方としてどうなのかなと。契約率が下がれば、そのときに全部ぶち込んでしまえばいいと考え方はちょっとおかしいなというふうに思うのが1点。

それと、あと今回椅子とか机とか、この工事費の中に入れてますけれども、現実的に机とか椅子というのは単品で買ったほうが安いんじゃないかと思うんですけども、これだと現場管理費なり経費かかりますよね。その点いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） まず、落札率をもとにというのが、まずその86.6%というのが以前にもご説明したとおり、県内のほかの新庁舎建設に比べても一番安い率だったということで、この86%というのは、ほぼ29年度の入札改革以降の落札率と同率ということで、逆に結果的にはそれより安くなる可能性もあることはあるんですけども、その工費面、約86%、執行率、入札率86.6%というのは相当今のところは安いだろうという判断と、あと先ほど申し上げたとおり工期の面でやっぱり明らかに短縮できるということでございます。

あと、一部のオフィス家具を今回先行して行ったというのは、やはり今の工期に合わせてやるんですけれども、場合によっては今の内装工事と並行してやってしまいますと、そこでも施工調整の期間が必要になる場合とかもあるというふうに考えられましたので、そこは一体として、一部備品については、今回変更契約に計上させてもらって内装工事の前に行うのが妥当だというふうに判断したところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） いいんですけれども、やはり86.6%の下がった段階でやるというのは安くあがるという点ではいいんですけども、ただ考え方としてどうなのかと。ほかの工事でも途中から落札率が下がった工事だから次の工事も追加してしまえという考え方をしてんじゃないかなと、まずこれが一つあったわけです。答えはいいですけど、あとのもう一つ言ったのは単品で、別に工事と関係なく買って入れてもそれはそれで安くいいんじゃないのかなと思ったんです。じゃないと現場の仮設費なり現場管理費あるわけですよ。その率もかかってしまうでしょうと。その机なり何なりに。こういうやつに。だからその分は別途でやったほうが安かったんじゃないですかという、そういうふうな意味で言ったんですけれども。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 落札率に引張られたというのは、やはり先ほどお話ししたとおり、あくまで別工事ということでやらせてもらったんですけれども、やはりその価格の面と、あとは工期の面でやはり明らかに短縮になりますし、工費も安くなるだろうということで、ここはそのほうが別途入札会するよりも町にとって、よりふさわしいんじゃないかということでやらせていただいたということで、本来であれば別途入札会を実施するのが本来であったと思うんですけれども、そのほうが明らかに工期も工事費も安くなるだろうということでさせていただきました。

あと、備品のほうは、やはり別途入札をするとしても、それはそれで経費は別途かかるのは通常でございますので、その点をご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 最後ですけれども、先ほどから工期が短くなるという話ししてありますが、現実には工期が9月30日から11月25日まで延びるわけですよ。この現実、この理由というのは何ですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 2カ月延びるんですが、逆に別途工事になると本体工事の引き渡し完了後になるんで、大体おおむね4カ月程度は外構工事にかかるんじゃない

いかと見たのが、それが結果として、まあ一部外構工事は本体工事と同時並行でできるということで前倒しできる分ですね、当初4カ月はかかるであろうと思っていたのが2カ月に短縮できた、そこが短縮というところの内訳でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今回の家具等別途購入すべきでないかというふうな質問があったわけでございますけれども、山元町の場合、庁舎新設備品購入オフィス家具等の一般競争入札、これ12月6日に執行したわけでございます。そうすれば、競争性が働いて経費節約できるのではないかとございまして。これですと、三井住友建設で購入をして設置するというふうになるわけです。どこのメーカーが入ってくるわけですか。そのほかに、あとカウンター、その他、机、椅子、書庫、ロッカー、それは先ほどの今後の備品購入ということで引っ越しを含めて4億円ということになってるわけですが、再度、これについては一般競争入札を考えているのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今回の変更契約とあわせてする家具のメーカーとかつていうこと、それは今後施工業者のほうで入札、施工業者のほうで見積もり合わせ等とかで決めていくところというか、そこは町のほうとも協議させていただくところでございます。

あと、その他備品類については、これはもちろん改めて別途入札会のほうで適正な手続で購入していきたいというふうを考えてます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどとします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前10時59分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第101号 土地の取得について（藤平橋国有林払下げ事業）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第101号 土地の取得についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 議案書につきましては、19ページでございます。議案第101号 土地の取得についてご説明いたします。

この土地取得の当該箇所につきましては、荒浜地区の国が保有する藤平橋国有林でございます。議案書を1枚めくっていただきまして、21ページ・22ページ、こちらに位置図及び公図の写しを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

この議案につきましては、早期完成を目指しております町道荒浜江下線避難道路整備事業の用地に係る藤平橋国有林の一括取得を地権者である東北森林管理局とこれまで協議を重ねておりましたが、このたび協議が整ったことから道路用地を除く土地取得に当たりまして地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、19ページの議案書に戻っていただきたいと思います。説明を行います。

1. 事業名・藤平橋国有林払下げ事業。
2. 所在地・亘理町荒浜字藤平橋45-1、ほか5筆でございますが、隣の20ページのほうに資料を添付しておりますが、こちらの土地取得明細表のとおりでござ

います。

3. 面積につきましては、合計で4万2,193.63平方メートル。

4. 金額につきましては、3,881万8,139円でございます、単価につきましては同じく20ページの下段のとおり平米当たり920円でございます。

5. 契約の相手方・秋田県秋田市中通り5丁目9番16号、東北森林管理局長でございます。

以上で、議案第101号の説明を終わります。よろしくご審議方、よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 3点質問いたします。

まず、1点目、この山林の価格なんですけれども、こちらの山林の価格が、基準になった山林があるのであればお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今回購入するこちらの価格につきましては、現地を不動産鑑定士の価格をもとに920円というふうに決定しました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 不動産鑑定士入れられたんだと思うんですけれども、何か類似のところがあってこの金額になったのかどうかというふうな観点での質問だったんですけれども、済みません、追加で。さらに、こちら道路以外の部分、こちらの部分、通常管理に入るまでにどのぐらいの整備費を要すると見ておられるのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 類似の山林というよりも現地の現在の状況で不動産の鑑定をいただいた結果、920円というふうな価格でございました。（「わかりました」の声あり）

それと、今後なんです、一応現在現地から現在造成を考えておりますのが盛り土をしたいと考えておまして、そちらの造成費用約600万円ほど今後見込んでおります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） その後、これは盛り土した後の土地利用の計画というのは、これはどのぐらいで策定するようなスケジュールになっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今後の土地利活用につきましては、現在のところまだ定まっておきませんので、内部で検討いたしまして早い時期に決定したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号 土地の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第102号 土地の売買契約の締結について（亘理中央地区工業団地企業誘致事業）

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第102号 土地の売買契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第102号についてご説明申し上げます。議案書23ページをお開きください。

議案第102号 土地売買契約の締結について

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、事業名につきましては亘理中央地区工業団地企

業誘致事業でございます。所在地が亘理町逢隈高屋字堂田42番6です。面積が9,999.80平方メートル、契約金額が1億4,499万7,100円でございます。契約の相手方が宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字一郷75番地、株式会社逢隈製作所でございます。

今回企業側に売却する部分の明細につきましては、次の24ページの資料をごらんいただきたいと思っております。所在地、地目、面積の順に記載しております。売り払い単価につきましては、1平方メートル当たり1万4,500円ということで、従来の売り渡し単価と同額でございます。

次の25ページ上段が位置図、下段に具体的な箇所を示しております、亘理中央地区工業団地内、赤で示した部分でございますが、株式会社コスメティック・アイダの東側でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 2点ほど伺います。

この土地を売却した場合の残りの、残りの残面積は何平方メートルか。それと、売却代金、最終ですが、最終の入金日、これはいつになるのか。通常ですと登記、所有権移転登記と同時になるかと思うんですが、その2点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、残りの面積でございますけれども、次の議案の第103号にもかかわるんですけれども、2つ合わせたやつで残りということで答えさせていただきますと思うんですが、残面積、残りが今現在整備されてる面積でございますと7万6,254平米でございます。そのほかに工業団地内には、まだ未整備の土地がございますので、未整備の土地が7万3,278平米でございます。合わせますと14万9,532平米が工業団地内で残ってる場所、面積ということでございます。

あと、契約した売却の入金に関して、お金なんですけれども、こちらは本契約終了ということで、こちらの議会が終わってから本契約終了されますけれども、その契約した日から30日以内に入金というふうに契約上なっております。ということで、1月8日に支払いを予定するというので回答いただいておりますの

で、一括払いになります。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 契約が1月、最終1月8日入金ということですが、それ以前に通常ですと手付金、場合によっては倍返しという形もありますが、それらは金額の何%、あるいは金額で幾らか、それをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 手付金につきましては、契約上こちらはございませんので、契約しておりませんので、以上でございます。（「はい、了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお伺いします。

面積ですけれども、9,999.8平米と次の103号も同じぐらいだということなんですが、ちょうど1万平米、1ヘクタールに届かないというのは、何かたまたまそうだったのか、あるいはまた1万平米になると何かデメリットでもあるのか、その辺だけ。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） こちらの中途半端な金額、数字になってございますけれども、こちらは次の103号の土地と合わせて、両方合わせて大体2万平米をちょっと切るぐらいの数字なんですけど、そちらを2つの企業で同時に購入したいというお話がございましたので、それをちょうど半分に割った数字ということになってございます。以上です。（「たまたまということですね」の声あり）はい、たまたままでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ございませんか。5番小野典子議員。

5 番（小野典子君） 1点だけお伺いします。

先ほど手付金についての記載はないというようなことだったんですけれども、仮に、万が一ここにせっかく買った土地に何も建物を建てない、何も履行しないと、債務不履行の事実があるなんていうことになった場合には損害賠償などについてどのようになるのか、そういったことが契約書等には記載されているのかどうかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） そちらにつきましては、契約上ございますので、もしそちら

に、約束した土地に何も建てないとか勝手に売買したとか、そういうことのないようにきちっと契約上載ってますので、以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号 土地の売買契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号 土地の売買契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第103号 土地の売買契約の締結について（亶理中央地区工業団地企業誘致事業）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第103号 土地売買契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第103号についてご説明申し上げます。議案書は26ページをお開きください。

議案第103号 土地売買契約の締結について

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

事業名につきましては、亶理中央地区工業団地企業誘致事業でございます。所在地が亶理町逢隈高屋字堂田42番13でございます。面積が9,999.83平方メートル、契約金額が1億4,499万7,535円でございます。契約の相手方が東京都中央区日本橋室町一丁目9番12号 東京機材工業株式会社でございます。

今回企業側に売却する部分の明細につきましては、次の27ページの資料を参照いただきたいと思います。所在地、地目、面積の順に記載してございます。売り払い単価につきましては、1平方メートル当たり1万4,500円ということで、従来の売り渡し単価と同額でございます。

次の28ページ上段が位置図、下段に具体的な場所を示しております、亘理中央地区工業団地内、赤枠で囲った箇所でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 質問いたします。本当に中央工業団地に企業が入ってくださること、とてもうれしく思います。この契約に至るまでの経過ってどうか、今まで東京とかいろんなところに行って企業誘致活動をされてきましたけれども、今回の来てくださるところは亘理町に拠点持ってらっしゃるといふ、そういう会社なんですけれども、今までそういう亘理町の会社とかには企業誘致についていろんなところ歩いて、その成果が今回あらわれたということなんですか、この点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回の2社とも町内でもう既に事業を行ってる企業でございますが、今回の企業につきましては、もう既に事業を運営して、今建設事業が非常に多くなってるということで、とてもストックヤード等にも非常に困っていたというところで、この工業団地がまだあいてるということでの話をいただきまして、今回2社が共同でやってる事業でございますので、半分ずつ購入したいということでお話を受けました。ということで、特別こちらからお話をしたわけではございませんが、この土地について、ぜひ売り払いいただきたいというお話を向こうから逆にいただいたものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 遠くを見るのもとても大事なことだと思うんですけれども、地元、この亘理の中でもぜひ企業誘致を少し今回この2つの会社が来られることをちょっと見て、もうちょっと地元の会社で企業立地を工業団地のほうにと考えているところもあると思いますので、今後の企業誘致活動の中に町内企業も少し力を入

れてやっていくというような、そういう考えはございますかね。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） その点につきましては、毎年企業訪問やっておりますので、町長と一緒にですね、あと県の振興事務所も一緒に歩いておりますので、その際に工業団地の話もつけ加えて言っております。以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号 土地の売買契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号 土地の売買契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について

議 長（佐藤 實君） 日程第8、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） なお、当局からの指定管理者選定委員会の経過について補足説明の申し出がありますので、これを許可いたします。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、私のほうから今議長お話しあったとおり29ページに記載の公の施設における指定管理者の指定に係るこれまでの経緯についてご説明させていただきます。

今回の議案第104号の指定管理者の指定につきましては、平成30年8月23日及び10月18日の両日に開催されました亘理町指定管理者選定委員会において審議の決壊、指定管理者となる団体が選定され、その内容について答申をいただいているこ

とについて最初にご報告申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第104号についてご説明申し上げます。議案書は29ページをお開き願います。

議案第104号 公の施設における指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亘理町中町児童クラブ。指定管理者となる団体につきましては、仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号、社会福祉法人・宮城県福祉事業協会。これまでと同様の法人でございます。指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号 公の施設における指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第105号 公の施設における指定管理者の指定期間の変更について

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第105号 公の施設における指定管理者の指定期間の変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） まず、初めに私のほうから30ページ記載の公の施設における指定管理者の指定期間の変更に係る経緯についてご説明させていただきます。

今回の議案第105号の指定管理者の指定期間の変更につきましては、平成30年8月23日及び10月18日両日開催されました亘理町指定管理者選定委員会において審議の結果、指定期間の変更が決定され、その内容について答申をいただいているということについて、最初にご報告申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第105号についてご説明申し上げます。議案書30ページをお開きください。

議案第105号 公の施設における指定管理者の指定期間の変更について

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更するという事で、公の施設の名称はわたり温泉鳥の海でございます。指定管理者につきましては、仙台市太白区秋保町湯元字薬師28番地、株式会社ホテル佐勘でございます。指定管理期間の変更内容につきましては、変更前が平成29年4月1日から平成32年3月31日までだったものを、変更後・平成29年4月1日から平成39年3月31日までとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 期間の延長になったわけですが、実はわたり温泉鳥の海、指定管理者基本協定書には実は更新の有無が記載、見当たらないんですよ。それを頭に置いて質問続けますが、この変更後について温泉側と、温泉というかホテル佐勘側と覚書を交わしているのかどうか。

2つ目、更新についてなんですけど、いわゆる普通ですと何か月前にどちらかの何々でという形があるわけです。それらも覚書交わしているのかどうか、この2点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） こちらの更新契約に関する覚書ということでございますか。

こちらの覚書については、交わしてはございません。

ただ、向こうからの要望というのは指定管理者、実際29年からなってますけれども、その後の工事期間も含めていろいろやってた中で、できればもっと延ばしていただければいろんな投資もできるというふうなことがございますので、これは早い段階から向こうから話はございました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） やはり公の施設ですので、これらの申し出があった、それはいいとしても、覚書はきちっと交わしておくべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 覚書というのは実際交わしておりませんので、交わすべきだったのかどうかということなんですけれども、それとは別に延ばしてくださいという覚書ではないんですけれども、先日もちょっと全員協議会のほうで説明させてもらいましたけれども、ホテル佐勤の交流人口に関する協定書というのを町長と交わしてまして、そういったことも含めて今後亘理町荒浜地区における誘客を進めていきたいのというお話はございました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11 番（森 義洋君） ホテル佐勤より申し出があったときに投資する内容としましてどのようなものがあちらのほうで計画されていたのでしょうか。設備なのか、もしくはいろいろなこれから経営上に必要な人員の部分を投資の先として考えているのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 具体的にこれとこれをそろえるというようなお話はございませんけれども、もちろん設備についてもそうなんですけど、あとは人的な面ですね。そういったものも今後どんどん投入して、あそこをより一層誘客できるように運営したいという気持ちは、お話をいただいておりますが、具体的に何を入れるというふうには、まだございません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12 番（大槻和弘君） 今回7年間延長するというような格好なんですけれども、そうするとータルで10年ということになるわけです。そうすると、この10年というのはこ

こだけじゃないですけども、例えば104号だと3年間でしたよね。今度10年間になると。そうするとこういったことに対するルールというか、そういったものがあるのか、考え方として、私どもの考え方として、こういう場合には何年だという、そういったことが頭に中にあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 特にこの施設については何年とかというルールはございませんけれども、ホテル佐勘、わたり温泉につきましては、宿泊施設であり、あその運営については、ほかの例えば保育所とか、それから駅前の駐車場とか、そういったものの指定管理とはまた別に特殊なものであるというふうに考えまして、それで10年というふうな期間を設けさせていただいた次第でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） どこか、何かを参考にしたのかどうかなんですけれども、もしそういうのがあるんだったら教えていただきたいのと、あともう一点は10年間終わると指定管理、同じ人になるかどうかわからないけれども、とりあえず終わりだよ。ね。そうした場合には、ほかのところなんかでは、ほかの町なんかではこういうことやった場合には評価委員会というかそういったものを設ける場合もあるんですよ。例えば第三者によるものとか、そういったことを考えられるかどうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 指定管理を受けてる事業所に関しましては、毎年指定管理者の選定委員会のほうでそれぞれその成果なりを発表する機会ございますので、そちらのほうでの監視といいますか、そういったものが図られております。

また、10年後のその更新の時期につきましても、同じようにもう一度募集という形を実際はとるわけですけども、その際には更新という形で亶理町は考えておりますので、非公募という形でなるかと思えます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 評価委員会ないということでしょうけれども、こういったものは亶理町だけというか、住民もやっぱりどういうふうな形になってるのかということ考えた場合に住民が入ったような形での、そういった評価をするものもあってもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 指定管理者の選定委員会の中には住民代表という形で住民の方はもちろんメンバーに入ってますので、そういった形でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

- 1番（鈴木高行君） 町長の提案理由の中に、この部分で投資の回収として町としても安定的な運営に資する誘客の増進を期待するというような提案理由があります。やっぱりこの指定期間を長くすればどのような理由で安定した回収、誘客を見込めるというのは何を基準にして投資すれば、期間を延長すればそういう文言になるのか。あと、全協でも商工観光課長は指定期間が短期であることがネックだと、投資するために、設備投資するには指定期間が短期だと佐勘はネックになるというような話をされたので指定期間を長く延長すると、そのネックになるところ、設備投資のネックになるとか、あと誘客に支障を来すとか、短ければ、指定期間が、どういうことでこういうことの文言が出てきたのか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 3年間の指定期間が短いということがネックということでございまして、それを佐勘側からの申し出がございました。それにつきましては、今後施設、設備の投資ということを考えてるということもございましたし、先ほどご説明いたしました、人的な配置とか、そういったものを投資するにも例えば金融機関からお金を借りる際にもそういった短い期間ではなかなかお金が回収できないんじゃないかということでの投資がされないということも大きな理由の一つでございました。

今後なんですけれども、佐勘のほうでの人口交流拡大の取り組みといたしまして、あの施設の環境をまず整えたいということで、この間の一般質問の中でもちょっとお話しありましたけれども、例えばあそこの周辺のスポーツ施設を使った場合の合宿とか、そういったもののお客様の集客を狙った場合、あの施設が宿泊する場所が狭いと、宿泊できる人数が少ないということで、例えば中広間を宿泊施設に変更するという形にしても、例えばベットとかそういうものを入れる場合もそういった設備もかかりますし、そういったことも一つ考えられるものでござ

ざいます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 部屋の改修とか備品をそろえるとか、そういうことになってくると部屋をもし手直しするという、そういう状況になれば施設の管理者は亙理町だ、亙理町の支出も伴うというようなこともあり得るということになるのかな、この設備投資の中には。もしそういうことがあるのであればちょっと困るなというような気もするし、それでなぜ3年でだめで10年ならいいのか、ちょっとそこも腑に落ちないんです。3年後になったって、改めて亙理町としては佐勘さんにまた期間の更新できるという文言が契約書の中に入ってると思うんです。継続して。それを延長延長していけば何も同じことで、改めてこんな10年間というような、これは金融機関からの融資を受けるための一つの担保ということになるのが一番大きなメリットなんだね。その辺。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、1点目の部屋の改修費につきましては、こちらは町のほうではお金を支出するつもりはございませんので、誘客をするためにあの施設をいろいろ改造するなりする場合については、町長の了解はもちろん必要ですけれども、そういった相談の上、向こうが投資する分については、町と特に問題はないと考えてございます。

あと、10年に延ばすことは金融機関から借りるための一つの手法なのかということ、それはもちろんございますけれども、宿泊業という特別な業種でございますので、例えば予約を入れる際に何年後かの予約を入れたいというお客様の要望があった場合に3年で切れるかもしれないので、それについては今受け付けられないと、たまたまそれは今私の一つの例として申し上げますけれども、そういったこともあるので、なるべくそういった旅館業とか宿泊業に関しては長期的な契約でお願いできれば安定した運営ができるという要望がございましたので、今回10年間というふうにさせていただいた次第でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 指定期間が10年というようなことになるけれども、例えばいい話しませんけれども、佐勘さんが3年後に今の経営状態、誘客の状態で経営は立ち行かないというような形から指定期間を外してくださいというような申し入れが

あったらば、その後は指定期間はあっても、あとは営業しませんと、中は別な形態にしますとか、そのようなことだってありうることも考えられる。今の状態はずっと10年間続けるとは、それはみな営業上なので、やっぱりやってる以上は浮き沈みというのはあるはずで、それを将来見越して10年、あくまでそういつて指定期間を延ばしておく町としてはもし佐勘が営業を中止それとも縮小となった場合、町の指定機関としてもちょっと余り芳しくないような状況にもなるので、やっぱりある程度更新更新でやっていたほうが、それはその人たちの努力もあるし、そういう金融機関の担保のために指定期間を延ばすというような条件の一つの利用では誘客とは違うんじゃないかなと私は思うんですけれども、もうちょっと検討したらいかがですかね。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 指定管理期間を3年というふうに最初した段階で向こうからお話がありまして、もっと延ばしていただければという話があったときに、こちらから申しましたのは、今、議員さんおっしゃったように次の3年後も、もちろん佐勘にお願いするようになりますんで、そこは間違いはないんでということは何度も申し上げたんですが、それはもちろんお気持ちはうれしいというふうに向こうも言われましたが、それはあくまでも契約上のことでございますので、そのときにいる町長もかわります、担当者の課長もかわるでしょうという話もありました。佐勘のほうで延ばしたいという、10年にまで延ばしたいという、逆に佐勘の気持ちが強いんじゃないかと。亘理町に対して、もう根を下ろして、もう誘客のために、亘理のために働きたいんだということがあって期間を逆に延ばさせてもらいたいという気持ちを、私のほうではうれしいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） ただいまの答弁を受けてお尋ねいたします。

例えば10年間ですから平成34年までの指定期間になったとした場合、その次の更新のときには通常の指定管理の3年にするのか、それともまた今回のように10年間の契約にするのか、その辺のことはお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今回の議案が通った場合、平成39年の3月31日までというふうになります。その次の39年3月31日を迎えた段階で、次にもう一度更新といった場合は、もう一度10年間というふうに指定管理期間を契約したいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第105号 公の施設における指定管理者の指定期間の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号 公の施設における指定管理者の指定期間の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第106号 平成30年度亙理町一般会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第106号 平成30年度亙理町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第106号 平成30年度亙理町一般会計補正予算についてご説明いたします。別冊でお配りの平成30年度亙理町一般会計補正予算書（第4号）をご準備ください。

1ページ目をお開きください。

平成30年度亙理町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億7,194万9,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204億5,668万6,000円とする。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」によるとするものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。16ページをお開きください。本日は項目が多いため、金額の多いものを中心にご説明させていただきます。

なお、今回の補正につきましては、各款にわたり職員人件費の補正を行っておりますが、これは4月以降の人事異動に伴う補正が主な理由でございます。

初めに、2款総務費をご説明させていただきます。

1項6目企画費につきましては、右17ページの説明欄に記載のとおり、細目16復興管理事務経費として防災集団移転促進事業の完了に伴い、東日本大震災復興交付金の一部を国へ返還するための経費として1億8,770万3,000円を追加補正するものです。

次に、19ページに記載の細目21ふるさと納税推進事業費として返礼品の充実などによりふるさと納税の寄附金額が増加し、当初想定した以上の実績となる見込みであることからふるさと納税支援サービス業務委託料など2,287万4,000円を追加補正するものです。

次に、1項12目基金管理費につきましては、避難道路整備事業や水産業共同利用施設復興整備事業を初めとする平成29年度分の各種繰り越し事業の確定に伴う精算分などを東日本大震災復興交付金基金へ戻し入れするため、積立金として1億5,158万5,000円を追加補正するものです。

続きまして、3款民生費をご説明いたします。20ページをお開き願います。

20ページ、1項1目社会福祉総務費につきましては、事業費や負担金の額の確定に伴い、右説明欄に記載の細目4国民健康保険特別会計経費836万2,000円、22ページをお開きいただき、1項3目老人福祉費における右説明欄に記載の細目5介護保険事務経費111万2,000円、細目6敬老式典経費397万1,000円、細目15後期高齢者医療事務経費774万円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、1項7目障害者福祉費につきましては、平成31年3月に開始予定の地域生活支援拠点施設ありのまま舎で実施予定の基幹相談支援センター事業及び障害者緊急時受け入れ体制整備事業に係る委託料として合わせて179万9,000円を追加補

正するほか、町有地を貸し付けている拠点施設の整備用地において地中より支障物が発見されたことなどから、その撤去費用などに係る負担金として872万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費として東日本大震災により全壊・大規模半壊などの被害を受けた世帯に対する保育料の減免分を還付する経費と平成29年度分の子ども・子育て支援金の確定に伴う国及び県への返還金を合わせ、212万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、24ページをお開きいただき、3項1目災害救助費として災害援護資金貸付金の償還金が繰り上げ償還の増加等により、当初見込みよりも増加したことから3,298万6,000円を追加補正するものです。

以上が、民生費の主なものでございます。

続きまして、7款商工費をご説明いたします。28ページをお開き願います。

1項4目企業誘致対策費につきましては、亘理中央地区工業団地の売却収入が見込めることなどから当初予算で計上していた亘理町工業用地等造成事業特別会計に対する繰出金1億1,532万1,000円を全額減額補正するものでございます。

続きまして、8款土木費につきましては、2項3目道路新設改良費において社会资本整備総合交付金事業費の交付額の決定に伴い、総額8,324万円を減額補正するほか、30ページに記載の4項2目公共下水道費において事業費や平成29年度決算における繰り越し額の確定などに伴い、亘理町公共下水道事業特別会計に対する繰出金4,441万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、4項6目復興事業費において、右説明欄に記載のとおり細目16避難道路新設・整備事業費として、事業費の進捗に伴い、総額4億4,416万3,000円を減額補正するほか、細目17荒浜地区危険区域土地利用計画策定調査事業費として町道築港通1号線の整備が平成32年度までかかる見込みであるため、1億500万円を減額補正し、あわせて必要な債務負担行為を設定するものでございます。

次に、5項1目住宅管理費において右説明欄に記載のとおり細目7町営住宅管理運営費として災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低廉事業に係る復興交付金などを災害公営住宅の維持管理費用に充てるため町営住宅管理運営基金積立金18億2,051万8,000円を追加補正するものでございます。

以上が、土木費の主なものでございます。

続きまして、10款教育費をご説明いたします。32ページをお開き願います。

2項小学校費において、右説明欄に記載のとおり細目10施設管理経費として委託料900万円を、3項中学校費において35ページに記載の細目8施設管理経費として委託料700万円をそれぞれ計上しておりますが、これは熱中症対策として次年度以降小中学校にエアコンを設置するための実施設計業務委託料を追加補正するものでございます。また、早急な補修工事などが必要となったことから3項中学校費において35ページに記載の細目7施設整備事業費として亙理中学校高圧ケーブル等更新工事費530万8,000円を、5項保健体育費において39ページに記載の細目4吉田体育館経費として体育館天井補修工事費150万6,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

以上が、歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。10ページをお開き願います。

9款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税において歳出における各種復興事業費の増減などに伴い、2,040万7,000円を減額補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、1項1目民生費国庫負担金として保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、345万6,000円を減額補正し、2項3目土木費国庫補助金として社会資本整備総合交付金の交付決定などに伴い、総額4,540万7,000円を減額補正するほか、補助申請が認められることとなったことから、2項8目農林水産業費国庫補助金として放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金470万円を増額補正するものでございます。

14款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に歳出における社会福祉費等の額の確定に伴い、県負担分として総額643万6,000円を減額補正するものです。

12ページをお開き願います。

17款繰入金につきましては、1項1目財政調整基金繰入金において今回の補正の調整財源として10億6,316万3,000円を繰り入れるほか、1項10目震災復興基金繰入金において津波被災住宅再建支援事業に係る財源として1億1,578万3,000円を繰り入れ、1項12目東日本大震災復興交付金基金繰入金において、復興事業費の増減や防災集団移転促進事業の完了に伴う返還分などを合わせ、総額1億4,363万1,000円を減額補正し、その他2項1目特別会計繰入金において亙理中央地区工業

団地の売却に伴い、工業用地等造成事業特別会計からの繰入金として5,059万5,000円を追加補正するものでございます。

19款諸収入につきましては、3項1目貸付金元利収入において災害援護資金貸付金元金収入として348万9,000円を追加補正するほか、4項1目雑入において、15ページ説明欄に記載のとおり平成29年度分の後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金の精算に伴う返還金2,437万3,000円を追加補正するものでございます。

20款町債につきましては、総額3億2,840万円を追加補正いたしますが、主な内訳としては、1項4目土木債において社会資本整備総合交付金事業の財源として町道新設改良事業債1億1,690万円を、1項9目衛生債において保健福祉センター建設事業債2億600万円を追加補正するものでございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。4ページ、第2表をお開き願います。

債務負担行為の追加につきましては、公共ゾーン南側駐車場造成工事から鳥の海多目的広場整備事業までの6つの事業について、それぞれの必要な期間において総額11億7,132万1,000円の限度額を追加設定するものでございます。

また、債務負担行為の廃止につきましては、第4次L G W A N構築業務に関し、当初機器などの購入を予定していたものをリース契約に変更したことから債務負担行為の廃止を行うものでございます。

最後に、第3表地方債補正をご説明いたします。こちらは保健福祉センター建設事業を初めとする4つの事業に係る各種事業債の借り入れ限度額について、総額3億2,840万円で限度額を追加設定するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 23ページの中段、障害者福祉費、負担金及び交付金の負担金872万7,000円、今回町有地からヒューム管、コンクリート廃材110トンもの廃棄物が支障物として出現したというふうな説明がありましたが、この件について、どうしてそこにあったのか、まだ調査結果がおありでしたらお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） こちらのコンクリートの件、先日全員協議会でもご説明した

とおり、100トン余りのコンクリート片が不法投棄されてた事実があるということで、可能な限り記録を調べてみたんですが、いつ、誰がというところは残念なことに確認できておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それは不法投棄なのですか。まずですね、この110トンものコンクリート廃材、ちょうどあそこ県道ができるときのタイミングとしての廃棄物というふうな推定もできるんですけども、実際あるわけですから、これが町有地から排出したというふうなことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の見地から、どのような対応をなされたんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） こちらの法律ですと廃棄物の処理及び清掃に関する法律が昭和46年に公布されてるということで、ここの第3条、第4条、第25条などコンクリート片も産業廃棄物として定義されておりますので、これは不法投棄に当たるというふうにここから類推できるかと思えます。

あと、町のほうは記録上町が土地を取得したのが昭和53年ということですので、昭和46年度に施行された法律よりもその後になりますので、これは法律上コンクリート片は産業廃棄物として定義されている以上、これは一種の不法投棄に関するものと、該当するものと類推してるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） ちょうどあそこ県道が施工されて開通する前の廃棄物というふうなことであれば清掃法というような、廃掃法の前の法律になろうかと思うんですけども、今ご答弁にあった45年12月制定のこの廃掃法に該当するかというのは、ここが分かれ目ではないかというふうに私も考えてはみたんですが、わかりました。

それで、最後なんですけど、この施設は昨年12月18日に地鎮祭が行われています。それで開所間近のとおり今姿形が出てきておりますが、どうしてまず今回の12月のこの時期に撤去費用の予算計上になったのか、1年、出現してから1年くらいたってると思うんですが、まずこれが1点。

それで、全員協議会の中では民法第551条第2項の瑕疵担保責任の説明がありましたが、その中で説明の中で町が負担するものと解され、町有地管理の観点から

町負担が望ましいと断定してはではなくて、ある程度一定の希望的観測の記載がありました。この施設はやっぱり無償貸与しているわけです。そして補助金が投入されてる施設でもあります。であれば、この負担割合を、今回17万2,800円の半分を折半したというふうなことでの計上ですけれども、やはりもう少し負担割合というふうなものが多くてもいいのではないかというような観点から、この積算根拠と妥当性について説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） まず、瑕疵担保責任の件なんですけれども、これは先日全員協議会でもご説明したとおり、無償貸与、無償・有償かわからず、やはり処理費用の負担責任は町に帰属するということが、これは弁護士にも確認したところでございますので、瑕疵担保責任で町がその処理費用をもつというのは、これはやむなしというふうに考えてるところでございます。

あとは、その金額については、もちろんこの金額が妥当かどうかというのは町の技術者にも全て提出していただいた資料を精査して、この金額で妥当だということで落ちついたところでございます。

また、この時期の計上になったというのは、この廃棄物の撤去等とは直接的に町が工事をするものではなくて、ありのまま舎が工事、ありのまま舎が撤去したものに對する負担金ということになりますので、額等が確定して、そういった金額の妥当性も整理したこの時期になったということをご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず、19ページのふるさと納税なんですけれども、こちらのほう、2,000万ですね、2000万の計上してるわけなんですけれども、こちらの費用に対して収益は幾らほどのものなのかというのが1つ。

それから、23ページの基幹相談支援センターの委託、こちらが設置の理由、そしてまたどこにどのぐらいの期間で委託されるのか。

それから、25ページの保育費の職員人件費の減額、こちらのほうが減員、人が減ったのか、それとも当初計画していた人員確保ができなかったものなのかというような内訳、お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 私からは、19ページのふるさと納税についてご説明させていただきます。

こちらは今回2,287万4,000円を追加補正ということで総額3,960万5,000円の予算額というふうになってるところでございます。こちらは、これも先日ご説明しましたが、一般質問でご説明したとおり、今年度ふるさと納税の見込み額を当初2,500万程度から7,000万程度までに増額したことによる、その委託手数料等の費用でございます。

この内訳としては、返礼品代と送料と、あとその他委託料なりカード決済手数料、御礼状等の各種送料等、それら含めて大体おおむね55%ぐらい、7,000万の納税額のうちの約55%前後を費用として予定してるために、そこから計算して今回の補正額になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、基幹相談支援センターの設置につきましてですが、こちらの基幹相談支援センター、こちらにつきましては、地域におけます障害者相談支援の中核的な役割を担うと、そういう施設になっておりまして、その中で成年後見制度の利用とか障害者虐待への対応、その他専門的な相談、あと緊急時の受け入れ体制の相談に乗るといような機能がございます。この基幹相談支援センターにつきましては、本町の障害者プランの中で設置が掲載されておりまして、平成30年度中に設置するといようなところになっております。

設置場所につきましては、ただいま整備しております障害者の生活支援拠点施設、その中にありのまま舎が運営するといようなこととなります。期間につきましては、3月からまずは1カ月間、今年度は1カ月間といようなこととなりますが、その後も、次年度からも1年ずつ更新といような形で委託をするといようなこととなります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 職員の人件費の観点から答弁申し上げますが、保育所費だけではなくて児童、その前の児童館費、その次の二杉園の関係とかもあります。人事異動ということが一つあります。そのほかに保育士不足の観点からちょっと予定した人数、予算上予定した人数が確保できなかったということで、昨年度も追加募集等行っておりましたが、確保できなかったというのが、その理由でございます。

ます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。木村 満議員。

15番（木村 満君） 済みません。そうしますとふるさと納税、具体的に費用のうち委託費が幾らになるのかというのが1つ。

そして、先ほどの基幹相談支援センター、こちら県内市町村の設置状況がどうなっているのか。

それから、保育所なんですけど、予定していた人ということなんで、当然人員基準は影響してこないんだと思うんですけども、その点お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 委託費でございますが、おおむねカード決済手数料等も含めて約15%ぐらい、総額の委託費になりますので、大体積算上1,050万程度を予定しております。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 県内の基幹相談支援センターの設置状況でございますが、県内35市町村中現在21市町村で設置をしております、率にしますと60%の市町村で設置しているというような状況になっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 保育所の職員の人員不足になってないかというご質問ですけども、ことし3月に4人退職で新規採用で4人ということで正職的にはプラス・マイナス・ゼロとなっておりますけれども、やはり勤務シフトの関係であるとか、やはり気になる児童が多くなってきて、その分臨職の方に頼らざるを得ないという状況になっておりますので、その辺も含めて総務課のほうと相談しながら今年度も保育士の募集をかけているといった状況でございます。以上です。

（「はい、了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。（「はい」の声あり）あと何名おりますか、質疑受けたい人。はい、わかりました。手を下げてください。

この際、暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時02分 休憩

午後0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩前に説明のあったありのまま舎の産業廃棄物の件で答弁の内容説明を追加説明と申し出がありましたので、企画財政課長のほうから説明を求めます。  
企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） では、先ほど私の23ページのヒューム管撤去費用負担金のところの私の答弁でコメント訂正させていただきます。

先ほど、私100トン余りのコンクリート片の不法投棄というような表現をさせてもらいましたけれども、まず100トン余りのコンクリート片の内訳なんですけど、77トンがヒューム管で33トンがコンクリート片だというのが、まず一つの訂正です。

あとは、そのコンクリート片なんですけれども、「不法投棄」という表現をしましたけれども、これが検証できたわけではないんですけれども、もしかしたらヒューム管に附属する基礎の部分である可能性もありますし、あとは法律が施行される前から埋設されていた可能性もあって、それを「不法投棄」というような表現は当たらず、あくまでコンクリート片が埋設されたということで訂正をお願いします。以上でございます。

議長（佐藤 實君） それでは質疑に入ります。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 35ページの10款3項1目細目の15ですね、工事請負費ということについて質問いたします。

ここに亙理中学校高圧ケーブル及び高圧機器更新工事ほか2件というのがありますが、この工事内容についてひとつ説明をお願いしたい。この2件については、何をどこを指しているんですか、まずそこを答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） まず、1つが書いてあります亙理中学校の高圧ケーブル及び高圧機器更新工事ということですが、これが電気の管理事務所によると電気工作物の点検を行っております。そうした際に電気事業法、それから電気設備に関する技術基準に適合しない箇所があったということで、高圧電気機器が設置後の経年年数によりまして経年劣化してきているということなので交換が必要だということが判明したため、今回至急改善を行うというものでございます。

あと、もう一つが同じように亙理中学校の高架水槽用の配水バルブの改修工事が上げられております。これが管理会社のほうから高架水槽の清掃をした際、水漏れが発覚しまして、その原因がバルブに起因しているということがわかりましたの

で、今後大きなトラブルにならないように早急に対応するというものでございます。

最後が吉田中学校のフェンス改修でございますけれども、これにつきましては、吉田中学校の北側のフェンスが60メートルにわたり倒れてしまったために、これも早急に改善するために行うというものでございます。

以上が、3件でこの金額ということでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 1点、2点目はわかりました。ケーブルの劣化なりバルブの損傷ということなんですが、吉田中学校のフェンス改良というのは、ちょっと私先入観もあったあれだったんですが、吉田体育館の天井の落下の修繕とは違うんですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） これはフェンスです。フェンス。北側のフェンスが、中学校です。中学校。中学校です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） では、3回目の質問になりますけれども、吉田体育館の天井の落下物を今支えている、天井板が外れる、口をあいて使用禁止になってるんですが、その改修工事については、やるのかやらないのか、そこだけお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 予算書の39ページをお開き願います。そのところに吉田体育館の天井補修工事ということで計上しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） では、2つ。

まずページは4ページ、債務負担行為、債務負担行為の鳥の海多目的広場整備事業の債務負担で4億8,500万ほど、30年・31年とありますけれども、この内容はこの前の全員協議会で説明受けました。この図面ね。けれどもここの中には、説明受けた中にはパークゴルフというのは全然言葉に出なかった。1つは29年8月25日の全員協議会、そのときの説明、鳥の海公園の概要、同じだと思っておりますけれども、これは効果促進事業でやりますということから多目的広場の整備事業の概要、面積5.6ヘクタール。主要設備、広場、駐車場、管理棟。利用形態、主にパー

クゴルフ場として使用。多目的広場の年次計画は29年度から30年度末というのが1年前8月に全協で説明してる。前回の全協はそれには全然触れてない。それをもって債務負担行為でこれに乗っけてくるということは何を整備する予定なんだか。私から言わせれば多目的広場の中にパークゴルフ場といたって何もつくることなければ芝張りだけで全部整備して、後からホールつくるとか、そのような計画になってるのか。二、三日前の全協ではそういう説明もない。1年前にはパークゴルフ場が主な整備内容だと、5.6ヘクタール、この辺どういうふうに変わってるのか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今のご質問でございますけれども、今回の鳥の海の多目的広場の整備事業につきましては、多目的というような観点から整備するものでございます。

ただ、その多目的の中にはパークゴルフも含まれるんじゃないかと言われればそれまででございますけれども、基本的に国への申請というか相談の段階でパークゴルフ場としての補助金の申請はできませんよというようなことが前提でございまして、今後ですけれども、整備後に適化法の絡みもございまして、その辺よく関係機関と協議のほうを行っていきなというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今のは、またもう一回質問するから。

次は、先ほどもありのまま舎の委託事業については、支援センターと障害者の緊急時の受け入れ、2つだけが委託事業として委託するようだけれども、そのほかに委託するような事業が、ありのまま舎にするような事業があるのかということが1つ。

あと、今の事業だけれども、パークゴルフ、これは全員協議会というのは公の場なんだよね。皆さん議員になってこういう年次計画の施行計画、主にパークゴルフ場として利用、これは皆町民が知ってると思えばいい。出てるんだから。こういうことは。それを今回はないというような話なのか、それとも整備する中にある程度のコース設定とかデザインとかそういうのを兼ね備えた多目的整備にするのか、できるこれはものなんだよ。全協で話ししてるということは。公にね。それ

がなくなったのかということ、どうやって皆さんに、町民に、我々に説明するのか、その辺をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、前段のご質問ですが、ありのまま舎に委託する事業はこの2つだけなのかということですが、今回委託するのは基幹相談支援センターの委託とあと障害者、障害児緊急時受け入れ体制の整備の委託、この2点だけでございます。以上でございます。（「あとはない、将来ないのかい」の声あり）将来もありません。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 済みません。今ちょっと財源のことなので私のほうからご説明させていただきますと、今回債務負担行為をさせていただいてる多目的広場につきましては、あくまで被災した広場、大畑浜公園、吉田野球場、吉田児童遊園等々の災害復旧分ということでしたので、先ほどの生涯学習課長の説明のとおりパークゴルフ部分は対象外ということではございます。

ただ、そのパークゴルフをやめるやめないという話は全くなくて、今までの予定どおり、今の段階ではパークゴルフとしての利用を目途にしていることは変更がなくて、ただやっぱり先ほど、やはり先ほど話しあったとおり適化法上といえますか、要はそれをプラスアルファの工事をするとなると、まず今進めて、これから進める災害復旧工事の国の完成検査、これが多分32年度以降になると思うんですが、それを待たずしては多目的、パークゴルフ場として付随する施設等をつくることはできないので、まずは多目的広場としての整備を32年度までは進めるということ、関係検査後に、あとはその後一応の計画としてはパークゴルフとしての整備を、改めてそこから予算計上になるということで進めるということでございます。ですから、まずは災害復旧での多目的広場とパークゴルフの追加工事は別ものだという理解いただければと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） そうすると29年8月の全協で説明したものは、それはないということで解釈していいのかな。主にパークゴルフ場として利用するというような説明してるのは。そして年次計画も出してんだけど。だって、あとやり方次第では芝張り面が5.6ヘクタールだっけか、5.6ね。それ全部平面で張ったってさっぱ

りおもしろくない。今までの鳥の海、以前にあった鳥の海公園はただのべでべた一となっていたような鳥の海公園の芝張りだったけれども、やっぱりやり方によっては将来そんなに金のかからないようなパークゴルフ場に転用できるようなやり方の芝張りの傾斜をつけるとか、障害物をちょこっと、椅子とかなにか1個乗せてコース割できるような設定にするとか、そういうようなものも初めからやっておけば、後から芝張りしたって芝の刈り方が幾らでも調整できるわけだ。そういうものを基本に、ベースにするものがちゃんとパークゴルフ場のベースになっている。あと会検来たときは芝刈っておけばそれまでのことなんで、やっぱり基本のベースはちゃんとパークゴルフ場をつくっておくというような計画で今回はこういうのを整備するというんならわかる。ただ、のべ山に芝張って芝刈っておくだけの、それで会計検査受けようと思ったら、将来また金かかることになるわけです。パークゴルフ場つくるのに。

そういう面で、この計画の段階でもうちょっとパークゴルフ場としてすぐ使えるようなコース設定のもとに芝張りをするとか、アンジュレーションをつけるとか、そういうものをよくよく考えてやらないと利用価値が、皆さんどういところで利用価値してるか。やっぱり亘理町にも山元町も年配の方々はこの施設が欲しい欲しいと言ってるわけだ。実際に31年の3月に完成すると、パークゴルフ場は主な競技場だと言ってるわけだから、そういうところに近いような、準じた計画を設定するのが当然だと俺は思うのね。ただ単に山、小山に芝張りして芝刈ったって多目的広場になって、こんなの通用しない。そこまでちゃんとした密な計画を立てて、こういう多目的広場をつくったほうが5億円、約5億円かけるんだから、そこまでだったらつくればいいという問題ではないんですね。

その辺について、町長、しっかりした答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 内部の造成ちょっと担当していた関係で、ちょっと私のほうからお答えさせていただきます。

当初パークゴルフという形で一番最初は議員言うとおりにスタートしておりまして、町でもそのような高低差のあるレイアウトで造成したいということで県なり国なり申請したわけなんですけど、あくまでも多目的であってパークゴルフでは補助ができないということで、今フラットのような形で整備するような計画になってご

ざいます。以上です

議長（佐藤 實君） 誰が答えるのか。（「これ以上答えられないということなのか。ダブルで金かけるといことなんだ」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 19ページ、2款1項6目のふるさと納税についての基本的な考え方というか、そこをちょっとお聞きをしたいんですが、返礼品ですね。非常に返礼品の問題でいろんな問題があるというようなことがあって、たしか中野区、東京の中野区だったと思うんですが、ここにある都市の市長が手紙を、税理士の方に手紙を出して、それでぜひともふるさと納税を推進してほしいというようなことで、それがうまくいけばその税理士の方には10%ほどの御礼をするというような、こういうことがあるわけです。それから、また言われているように30%の問題とか、いずれ過当競争というか、そういうことが非常に懸念をされる。まあ税収上るといことは確かにいいことで、亶理町のようなところにとっては、ある意味いいことだというふうに思います。ただ、その辺の基本的な考えだけ、まずしっかりと持っておくべきではないかと思ってるんですが、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） ふるさと納税の基本的な考えといいますか、これが総務省で平成29年4月1日に発出した文書で、基本的には大方3つございまして、1つは3割を超えてはいけないということ、もう一つは金銭類似性の高いもの、例えばプリペイドカードとか商品券とかはだめだと。あとは資産性の高いもの、例えば電気とか電子機器類等の取り扱いがだめだという、この3つが一応3原則。あとはですね、要はその3原則の中で、前にもお話ししたかもしれないですけども、やっぱりあくまで自治体間競争であるのは間違いないので、国の定めたルールに基づいて最大限獲得するように努力していくというのが今の町の基本的なスタンスだというふうに理解いただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 31ページになりますけれども、一番下の段の町営住宅の管理運営基金費、これについてお尋ねをしますけれども、この間お話をいただきましたけれども、これは低廉化事業の中の問題ですけれども、2市2町、名取、岩沼あるいは山元、そして亶理と、この4者で勉強会今までしてきたという格好だったんで

すが、結果として亙理町の場合、山元町と岩沼市の場合だと10年間でしたか、それが亙理町の場合2年間ということになってくるんですけども、なぜその違いが出てくるのか、これについてお聞かせいただきます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） ほかの市町村が10年間ということと亙理町は平成32年度までということで違いがあるということですが、亙理町におきましては平成32年度までの復興交付金が確実にいただけるものと考えてございます。

ただ、その先については、今のところ復興交付金が何に変わるかということがはっきり示されておりませんので、そこまでは支援をさせていただくということで今回お示しさせていただいております。それで32年以降、33年以降の補助金が確定しましたら、その段階でもう一度検討させていただきたいということでお話しさせていただいて、10年間ではなくて32年までということで今回お示しさせていただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） あわせて同時に収入超過した分もございますよね。これは逆に50%ですか、半分というような形で、これもほかのところと違いがあるんですが、ここについてはどうなんですか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 収入超過者につきましては、亙理町におきましては、こちらでも平成32年度まで補助をさせていただきたいということで考えておまして、あつ補助じゃないですね、済みません。支援をさせていただきたいということですが、亙理町におきましては、収入超過者にとりまして、この市町村であれば据え置きということの市町村と据え置かないで満額支払いいただくという市町村に分かれております。亙理町におきましては、その真ん中という形になりますが、復興交付金が減っていく、それに伴いまして収入超過者の家賃が上る部分の2分の1について、亙理町においては支援をしていきたいということで今回お示しさせていただいたものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番鈴木邦昭議員。

1 4 番（鈴木邦昭君） 33ページと35ページなんですが、施設管理経費の中の空調整備事業実施計画業務委託料、小学校には900万、それから中学校には700万となっております。

ます。これはどこの学校に何台これは設置するのか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） まず、亙理小学校の普通教室、これが28教室、特別教室が3、合計で31教室というふうになります。次、荒浜小学校ですと普通教室が13、特別教室が3、計16。それから吉田小学校、普通教室9、特別教室2、合計が11ですね。長瀬小学校、普通教室15、特別教室2、合計17。逢隈小学校が普通教室24、特別教室4、合計28。高屋小学校、普通教室9、特別教室3、合計12というふうになっております。小学校合計でいいますと98の普通教室、それから特別教室が17、そして合計で115教室というふうになります。

次に中学校でございますが、中学校につきましては、亙理中学校が普通教室22、特別教室11、合計33教室。荒浜中学校、6教室、特別教室1、合計7教室。吉田中学校、普通教室9、特別教室6、合計15教室。逢隈中学校が普通教室が13ですね、特別教室4、合計17ということで、普通教室が合計が50、そして特別教室が22で合計72教室に設置するというところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） と申しますと、これは全教室にもう大体設置完了するというところでよろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） これはあくまでも今回のは実施設計でございまして、ただこの補助採択要件がございまして、例えば今ついてるところを入れかえするというのは認められません。なので、ついてない教室に新たに設置するというのが認められておりますので、先ほど申し上げました数字、これについては設置していきたいというふうには考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 関連質問です。ほとんどの自治体がほぼ同時期にエアコンの設置工事を発注しますと品物の確保ができないなどの諸問題が生じてくるのではないかと考えますけれども、本町では今後のエアコンの確保については、現在どのよう考えておりますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 確かに議員おっしゃるように全国でこの事業始まりま

す。そうすると当然ながら品薄状態も考えられます。それから、その設置業者が本当に、例えば入札のときに参加していただけるのかどうかというのちょっとした問題になってくることがございまして、このエアコンの設置を進めるために当たってということで経済産業省のほうから通知が来ておりまして、各都道府県に見込まれるエアコン設置工事の規模感、件数等について、都道府県内の電気工事、管工事会社等に対して広く情報提供していただくこと、それからいろいろ来てます。速やかに工事の発注に向けた準備、施工に向けた事業者との検討調整を進めてくださいということで、進める上でボトルネックとなる事案が発生した場合には早急に文科省にご相談してくださいというふうに来てます。

ですので、どこでも同じだと思うんですが、確かに品物がない、そしてあと事業者、やっていただける業者がいるのかどうか、その辺がちょっと今の考えるところでの課題かなというふうには思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第106号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第107号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第107号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） それでは、議案第107号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、初めに別冊の平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただき、1ページ目をお開き願います。

議案第107号 平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億100万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。10ページ・11ページ目をお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、4点ございます。

1点目は、1款1項1目総務費の一般管理費におきまして国民健康保険特別会計において手当てをする人件費52万3,000円を追加補正するものでございます。

2点目でございますが、3款1項1目国民健康保険事業納付金の一般被保険者医療給付費分におきまして、歳出予算額の増減はありませんが、歳入予算の変更に伴い、その財源の内訳を変更するものでございます。

3点目は、9款1項1目諸支出金の一般被保険者保険税還付金におきまして61万1,000円を追加補正するものでございます。内容につきましては、平成29年度以前に遡及し、税額を更正することにより生じる国民健康保険税の還付金でございます。

4点目につきましては、9款1項7目諸支出金のその他償還金におきまして158万円を追加補正するもので、内容につきましては平成29年度における高額医療費共同事業負担金の確定に伴う国への返還金でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページ・9ページ目をお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、5点ございます。

1点目は、3款2項1目国庫支出金の災害臨時特例補助金におきまして6万6,000円の減額補正をするもので、内容につきましては東日本大震災の福島原発事故による避難者に係る国民健康保険税及び医療費の免除を対象とした国からの補助金となります。

2点目でございますが、4款1項2目県支出金の乳幼児医療費補助金におきまして34万6,000円を追加するものでございます。内容といたしましては、乳幼児医療費補助金につきましては、前年度の実績で交付されるものですので、その確定に伴うものとなります。

3点目、4点目になりますが、6款1項1目繰入金の一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金におきましては888万5,000円を減額するもので、国民健康保険税軽減措置に係る繰り入れで、前期分を計算した結果となります。

また、一般会計繰入金のうち、その他の一般会計繰入金におきましては52万3,000円を追加するもので、歳出でご説明いたしました人件費に係る繰り入れでございます。

最後の5点目になります。6款2項1目繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算案の調整財源として国民健康保険特別会計の財政調整基金から1,079万6,000円を繰り入れするものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第107号 平成30年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号 平成30年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第108号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第108号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）をご準備ください。

1ページをお開き願います。

議案第108号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ346万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,683万円とする。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ・11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費317万9,000円の減額補正につきましては、4月以降の人事異動に伴う人件費の増はありますが、公課費で平成29年度分の消費税確定申告による納税額の減によるものがございます。

続いて、2款1項1目社会資本整備事業費600万円の増額補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業について、本年度、当初要望額により満額の決定となったため事業費の執行調整のため単独事業費を増額するものでございます。

4款1項公債費の646万1,000円の減額補正につきましては、平成29年度起債借入れ利率の確定に伴う影響によりまして起債償還利子を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページ・9ページをお

開きください。

4款1項1目一般会計繰入金4,441万5,000円の減額補正につきましては、一般会計からの繰り入れの減額ということでございます。

5款1項1目繰越金4,077万5,000円の増額補正につきましては、平成29年度決算による繰越額の確定によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第109号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正  
予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第109号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第109号についてご説明申し上げますので、平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただきたいと思っております。

初めに、1ページをお開きください。

議案第109号 平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,758万9,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明をいたしますので、12ページ・13ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費5,000円の増額でございますが、これにつきましては人事異動によります人件費を増額補正するものでございます。

2款5項1目高額医療合算介護サービス費115万9,000円の増額補正につきましては、介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合、その限度額を超えた分について申請により支給することになっておりますが、その対象となる方がふえておまして今後の予算に不足が生じるおそれがあるため今回補正するものでございます。

続きまして、下段、6款3項1目返還金につきましては、前年度分の介護給付費財政調整交付金を精算した結果、返還金が生じたことから、2,000円を追加補正するものでございます。

戻りまして、5款1項1目基金積立金につきましては、今回の補正における財源調整として27万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、8ページ・9ページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目介護給付費負担金23万1,000円の増額、それと2項1目の5万7,000円の増額補正でございますが、これは先ほど歳出でご説明申し上げました事業費が増額となったことから国のルール分として補正するものでございます。

次に2項4目介護保険国庫補助金126万1,000円の増額補正ですが、これは介護保険の制度改革に伴いましてシステムの改修事業に要した費用、これに対しまして補助金の交付が確定したため補正するものでございます。

続きまして、4款1項1目介護給付費交付金31万2,000円の増、続きまして5款

1 項 1 目介護給付費負担金14万4,000円の増、それと 8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金14万4,000円の増につきましては、先ほどと同様歳出で事業費が増額となったことからルール分としてそれぞれの割合で増額補正するものでございます。

次のページ、10ページでございます。8 款 1 項 4 目事務費繰入金につきましては、歳出におけます 1 款 1 項 1 目一般管理費の町負担分としての5,000円の増額と、歳入 3 款 2 項 4 目国からのシステム改修費補助決定分126万1,000円の減額を合わせまして125万6,000円を減額補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号 平成30年度互理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号 平成30年度互理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第110号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）

議 長（佐藤 實君） 日程第14、議案第110号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第110号についてご説明いたします。別冊の平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第110号 平成30年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）

平成30年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ987万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成29年度に納入した消費税等についての額の確定に伴い、還付金が生じたことによるものでございます。

それでは、初めに歳入から説明いたしますので、8ページ・9ページをお開きください。

まずは、6款2項1目雑入につきましては、平成29年度営業分消費税還付金922万3,000円を追加補正するもののほか、それに伴い4款1項1目基金繰入金において当初予算で計上していた807万6,000円を上回るため全額減額するものでございます。

次に、歳出について説明いたしますので、10ページ・11ページをお開きください。

2款1項1目の基金積立金につきましては、先ほど説明いたしました歳入の消費税還付金の追加補正に伴い、歳入歳出の予算調整のため114万7,000円を積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号 平成30年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号 平成30年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） それでは、議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。別冊の平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書をご準備いただき、1ページ目をお開き願います。

議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ774万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,067万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出からご説明いたします。10ページ・11ページ目をお開き願います。

今回の歳出の補正につきましては、2点ございます。

1点目は、1款1項1目総務費の一般管理費におきまして後期高齢者医療特別会計で手当とする人件費291万2,000円を減額補正するものでございます。

2点目につきましては、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金におきまして482万8,000円を減額補正するもので、宮城県後期高齢者医療広域連合が算定する内容の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページ・9ページ目をお開き

願います。

今回の歳入補正につきましては、2点ございます。

1点目は、3款1項1目繰入金の事務費繰入金におきまして、歳出でもご説明申し上げました人件費291万2,000円について、財源とする一般会計からの繰り入れを歳出と同額の291万2,000円を減額補正するものでございます。

2点目は、3款1項1目繰入金の保険基盤安定繰入金におきまして、歳出でもご説明申し上げましたとおり財源とする一般会計からの繰り入れを歳出と同額の482万8,000円を減額補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議方、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第112号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第112号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第112号について説明いたします。別冊の平

成30年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算書（第1号）をご用意いたします。1ページをお開きください。

議案第112号 平成30年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億357万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,099万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、亘理中央地区工業団地において株式会社逢隈製作所と東京機材工業株式会社への土地の売却協議が整ったことに伴うものでございまして、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ・11ページ目をお開きください。

1款1項1目工業用地等造成事業費といたしまして償還金利子及び割引料として宮城県から借り入れている工業立地基盤整備事業貸付金の今回売り払い分に係る面積割合分を規定に基づき一部繰り上げ償還するため償還金5,297万9,000円を追加補正するほか、歳入歳出差し引きにより歳入超過となることから一般会計に対する繰出金5,059万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページ・9ページをお開きください。

2款1項1目不動産売払収入において2億8,999万4,000円を追加補正するほか、歳入歳出差し引き超過となることから、1款1項1目一般会計繰入金において当初予算で計上していた1億1,532万1,000円を全額減額補正するとともに、3款1項1目繰越金において平成29年度決算に係る繰越金90万1,000円を追加補正するものでございます。

また、5款1項1目企業立地促進法関連産業集積促進事業債につきましては、当初宮城県工業立地基盤整備事業貸付金を借り受け、災害仮設住宅跡地等の第6工区の造成事業を予定しておりましたが、常磐自動車道4車線化工事に伴い、東日本高速道路株式会社より工事用プラント建設用地として借用したいとの相談があり、現在用地を貸し出しに向けて作業を進めていることから当初予算で計上して

いた7,200万円を全額減額補正するものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今回土地の売り払い代金約2億9,000万、そしてあとは一般会計の繰り入れから足してやるので5,000万、そして償還金が5,300万ほどありますけれども、その中で今財政健全化をうたってる中で土地の売却代金、そして一般会計からわざわざ繰り入れてもらった5,000万、約近く、これらは一挙にやっぱり繰り上げ償還の財源として使用すれば、今の地方債残ってる分がそれだけ少なくなるわけだ。有利子の地方債持つてる必要は何もないわけですね。だから原資をいかに少なくするか、地方債の、そのためにはそういうふうにもた戻し入れしたり、どこかに、基金に入れたり、そういう問題でなくて、工事も中止になったんだから、その分は使わなくていいし、だからその原資の戻し入れ、繰り上げ償還にこういうのはもっと充当して、やっぱり身の丈に合った軽さ、軽い財政というか、そういう運営の方法にはなかったんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 頭一君） 今おっしゃった繰り上げ償還につきましては、その時点その時点で必要に応じて繰り上げ償還を行ってるところなんですけれども、繰り上げ償還も何ていいですか、町の裁量でできるものということでもないので、とりあえず財調に繰り上げて戻し入れしておいて、あとそれが必要なときに、それが適切なきにに対応したいと考えております。

要は、繰り上げ償還するにしても一定程度の費用もかかりますし、繰り上げ償還する債権等の利率との差額とか、それらを総合的に勘案してやりますので、とりあえず今のところは財政調整基金に戻し入れしてとどめておくということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 相手先があるということなんですね。七十七銀行と魚連かな、借りてるのは。けれども、何もそういう相手の金融機関、金融さんの言うことを聞いてる必要もないんだよね。借り入れするときだって安いほうから借りる、借り換えもできるんだから、何も相手の都合聞いてる必要もないし、こういうせつかく

売れた土地を自分の原資を減らすために使うんだっていえば、相手は利子をもうけるための金融機関なんだから、そんなもの減らしたって悪いこと何もないからね。相手先あるなんて、そんな都合のいいこと言わないで、自分の借金はまず減らす、そして自分の有利子をなくす、それが今財政健全化といってる、本気になってやる気があるかないかの話しなんだ、こういうのは。だからこういう余った金とは言わないけれども、せっかく売れた土地なんだから、その分この土地は借り入れして購入して整備した土地なのね、そういう地方債を返すべきだと私は思うの。その辺なんて考えんだと聞いている。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） まずは今年度一般財源から繰り入れたお金で返済に充てようとしていたのを、今回は土地の売却収入をその返済財源に充てて、不要な一般財源からの繰り入れをなくしたと、抑制したということで、財政調整基金の何ていうんですか、繰り出しにはならなかったもので、それだけでも財政の健全化には寄与したと。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今、財政課長が言った、そんなのは理由にならない。一般会計であろうが用地特別会計であろうが、町の会計の中の一つなんだから、一般会計に繰り入れしようが、預けておくとか、基金に預けておくとか、基金に預けるって利子が何ぼつくの。そういう問題じゃなくて、有利子のほうが、返済したほうが町の財政にとっては、いかに軽くなるかということ、持ってたって利子つかないよ、そんなもの。だから3億の収入があったら、そしてあと使わない金、一般会計せっかく都合してくれたんだから、基金から、それも合わせて返せば3億5,000万返せるわけだ。七七バンクと魚連に。魚連が七七バンクが、いやあ亘理町さんの利子高いからもっともっと借り入れてくださいなんて、そんな拝み倒されたってだめなんだ。早く返さない。そっちは利子を払わなきゃない。こっちは利子につかないから、言った来たの差なんだ。

そういうことをよく考えて、こういう基金の運用とか収入は自分たち将来のために考えてやって、それが財政課の使命なんだよ。もう一回答弁して。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） そうですね、ご指摘のとおりもちろん起債はできるだけ早く

返すということでございます。そのご意見はごもっともだと思います。あとは、やっぱりある金、財調あるから全部返済に充てるかということではなくて、あくまでも今の率は、今の計算上は、もう相当程度繰り上げ返済できるものは今既にやってるということもありますので、あとはもちろん有利な繰り上げ償還とかができる場合にはそれでやりますし、あとは財政調整基金の残高見合いで前倒して返済できるものは返済していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第113号 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算  
(第2号)

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第113号 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の平成30年度亶理町水道事業会計補正予算書（第2号）をご準備ください。1ページをお開きください。

議案第113号 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説

明いたします。

第1条、平成30年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出

第1款第1項営業費用、既決予定額8億2,444万3,000円に150万円を増額し、8億2,594万3,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外費用、既決予定額6,157万3,000円から150万円を減額し、6,007万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出

第1款第1項建設改良費、既決予定額4億7,123万5,000円に440万円を増額し、4億7,563万5,000円とするものでございます。

それでは次のページ、2ページ・3ページをお開きください。

収益的支出

1款1項4目総係費の150万円の増額につきましては、新元号への変更に伴う会計システムの改修費用によるものでございます。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の150万円の減額につきましては、平成29年度債の利息確定というところによるものでございます。

続きまして、4ページ・5ページをお開きください。

資本的支出

1款1項3目改良事業費の440万円の増額補正につきましては、4月以降の職員異動に伴う職員の共済費負担率改定によるものと道路改良工事を行っております町道5丁目東線に配水管を埋設するための工事費の増というところでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号 平成30年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号 平成30年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（佐藤 實君） 日程第18、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、諮問第3号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、佐々木みよ子委員の任期が平成31年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き佐々木委員を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げます。

住所は、亘理町長瀬字南原193番地424。氏名は佐々木みよ子。生年月日は昭和26年12月3日でございます。

経歴につきましては記載のとおりでございますが、昭和49年3月に宮城教育大学教育学部を卒業され、同年4月に旧泉市立将監小学校に勤務されてから38年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。また、定年退職後においても、教員の再任用職員、さらには講師として教育現場に携わり、教職員として長年にわたり培われた豊富な知識と経験と生かし、そして高貴な人格をお持ちの方でございます。

平成28年4月に人権擁護委員に選任されてからは、現在に至るまで熱心に人権擁護活動に取り組まれており、これまでの実績などを熟慮した結果、人権擁護委員

として最適任であり、引き続き推薦したいと存じましてご提案申し上げるものでございます。

以上、議員のご同意方、よろしくお願い申し上げまして説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第19 報告第35号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第20 報告第36号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第35号 専決処分の報告について及び日程第20、報告第36号 専決処分の報告について、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 報告第35号及び報告第36号の2件について当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、引き続きまして報告第35号及び報告第36号に記載されている工事請負変更契約の締結に係る専決処分について、一括してご報告さ

せていただきます。

34ページをお開きください。報告第35号でございます。

今回の専決処分につきましては、平成30年9月21日に工事請負費の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

35ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（複交）町道荒浜大通線道路改良（その5）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分としたものでございます。

概要につきましては、36ページの資料をごらんください。

工事名・平成29年度（複交）町道荒浜大通線道路改良（その5）工事

変更契約年月日・平成30年9月21日

請負金額は、変更後金額が1億4,580万3,240円であり、399万9,240円の増額。

契約の相手方・株式会社芦名組でございます。

請負金額が増額となった主な理由は、隣接する多目的広場整備事業の計画を反映させるため、広場周辺道路との接続部を設けることとなったことから集水ます2カ所と横断管渠などについて増嵩が必要となったものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所等は38ページ以降の位置図を参照願います。

以上で、報告第35号の説明を終わります。

続きまして、報告第36号についてご説明いたします。41ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年10月3日に工事請負費の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会へ報告するものでございます。

42ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成28年度公共ゾーン町道西郷東郷線道路改良工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の

指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

概要につきましては、43ページの資料をごらんください。

工事名・平成28年度公共ゾーン町道西郷東郷線道路改良工事（繰越）

変更契約年月日・平成30年10月3日

請負金額は、変更後金額が9,824万1,120円であり、320万1,120円の増額。

契約の相手方・株式会社岩佐組でございます。

請負金額が増額となった理由は、現場精査の結果、軟弱路床であったことから、その路床改良について当初計画していた工法から変更する必要性が生じたためでございます。

工期につきましては、同敷地内で重複する防災調整池築造工事との調整により、一部施工できない箇所があることから変更前の平成30年10月31日から平成30年11月30日までに変更するものでございます。

工事施工箇所等は45ページ以降を参照願います。

以上で、報告第36号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第35号 専決処分の報告について及び報告第36号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第21 報告第37号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第21、報告第37号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 報告第37号 専決処分の報告（賠償額の決定及び和解）についてご説明いたします。48ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年9月25日に損害賠償額の決定及びこれ

に伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行ったため、議会へ報告するものであります。

49ページをお開きください。専決処分書でございますが、平成29年6月29日に仙台市青葉区で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

概要につきましては、50ページの別紙をごらんください。

和解の相手方は〇〇〇〇〇氏。

和解の内容は、1. 亘理町は、本件事故に関し、上記相手方に対する支払いはないものとする。

2. 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても異議申し立てをしないことを双方とも確約するというものでございます。

なお、補足説明させていただきますと、今回の公用車の事故につきましては、相手方の過失割合が100%であり、既に町に対して賠償金13万318円が支払われております。

以上で、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第37号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第22 報告第38号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第38号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第38号 専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解の関係を説明申し上げます。議案書51ページをごらんいただきたいと思っております。

平成30年11月9日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したものであります。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の52ページの専決処分書ですが、平成30年8月17日に亘理町字旧館62番地1の亘理町武道館日就館において亘理町柔道スポーツ少年団活動中に発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

具体的な事故の状況については、当日は気温が高かったため、開閉サッシの窓を開けておりましたが、日中の風も強く、強風により開閉サッシの窓があおられ、窓ガラスが破損し、道場の畳にガラスが飛び散り、ほうき等で清掃を行いました。同日の夜に柔道スポーツ少年団の練習中に清掃が不十分だったためガラス片が右端薬指付近に刺さり負傷したものでございます。

次の53ページをごらんいただきたいと思っております。

記として、

1. 和解の相手方・亘理町字〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんでございます。

2. 和解の内容、(1)として、亘理町は、本件事故に関し損害賠償費として、上記相手方に6,280円を支払うものとする。この関係につきましては、今回の事故の過失割合等は、相手方割合等については、相手方の小学生のお子さんのけがのため治療費が無償となりますが、通院交通費、通院の介添え看護料、それから慰謝料等を総合賠償保険に定められた金額を支払うこととなったものでございます。

(2)として、相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないことを、双方確約するものであります。

以上で、報告第38号について説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第38号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

### 日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題とい

たします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年12月第21回亙理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時14分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亙理町議会議長 佐藤 實

署名議員 森 義 洋

署名議員 大槻 和 弘